

## 厚生労働大臣が定める施設基準

発令　　：平成24年3月30日号外厚生労働省告示第269号

最終改正：平成31年3月25日号外厚生労働省告示第87号

改正内容：平成31年3月25日号外厚生労働省告示第87号[令和1年10月1日]

### ○厚生労働大臣が定める施設基準

〔平成二十四年三月三十日号外厚生労働省告示第二百六十九号〕

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

#### 厚生労働大臣が定める施設基準

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号イ及び第二号の二において同じ。）（以下この号において「児童指導員等」という。）及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準  
当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第三項第一号に規定する言語聴覚士及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準  
当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条  
第四項第一号に規定する看護師及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児  
の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護師及び機能訓練担当職員の員数  
はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のニの(1)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。

(1) 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が百分の七十以上であること。

(3) 指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のニの(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準  
指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のト(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

- ロ 通所給付費等単位数表第1の1のト(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

- 三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

- イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

- ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「理学療法士等」という。）を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

四の二 通所給付費等単位数表第1の11の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一

以上配置していること。

六 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

六の二 通所給付費等単位数表第2の8の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

七 通所給付費等単位数表第2の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの（1）及びロの（1）を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第四項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（1）及び（2）又は（3）に該当すること。

（1） 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

（2） 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

（3） 指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの（2）を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の（1）から（3）までのいずれにも該当すること。

（1） 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(3) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(3)及びロの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

ニ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(3) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の2及び注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の3及び注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基

準該当放課後等デイサービス事業所であること。

- ロ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

- 九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

第二号の二の規定を準用する。

- 十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

- イ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

- ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提

供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

十一の二 通所給付費等単位数表第3の9の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一年以上配置していること。

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算



して十年以上であるものを配置していること。

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(2) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

十二の三 通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児

専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

(一) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(二) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不

自由児入所棟」という。)であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室(水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。)、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

(三) 重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労

#### 働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

#### 十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。
- ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの（1）及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。
  - （1） 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。
  - （2） 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。
- ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。
- ニ 心理指導担当職員を一以上配置すること。
- ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。
- ヘ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

#### 十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。
- ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。
- ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

十五の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のイ、ハ又はニを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のロ又はホを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

十六 入所給付費単位数表第1の3の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の（1）及び（2）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1） 原則として個室とすること。

（2） 通常の家生活に必要な設備を設けること。

十七 入所給付費単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとす

ること。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとすること。

ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（1）から（7）までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は（8）に適合すること。

（1） 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

（2） 加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の(一)から(三)までに掲げる基準に適合すること。

(一) 一階に設けること。

(二) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(三) 必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メート

ル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

(三) 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十八の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める施設基準

第十三号の二の規定を準用する。

十八の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

十九 入所給付費単位数表第2の2の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（障害児入所給付費単位数表第2の2の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。



ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の病室が、次の（１）及び（２）に掲げるいずれの基準にも適合すること。

（１） 原則として個室とすること。

（２） 通常の家庭生活に必要な設備を設けること。

十九の二 入所給付費単位数表第２の３の２の注２の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の（１）から（３）までのいずれにも該当すること。

（１） 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

（２） 児童指導員 一以上

（３） 保育士 一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。

（１） 児童指導員 一以上

（２） 保育士 一以上

二十 入所給付費単位数表第２の５の注の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認められたものにはあっては、入所定員を十人とすることができるものとする。

ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入

所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

別表第一

判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O<sub>2</sub>吸入又はs pO<sub>2</sub> 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。） = 8
- (12) 定期導尿3回/日以上 = 5
- (13) 人工肛門 = 5

別表第二

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断で

					きない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
不適切な行	1. 支援が	2. 希に支	3. 月に1	4. 週に1	5. ほぼ毎

為	不要	援が必要	回以上の 支援が必要	回以上の 支援が必要	日（週に 5日以上 の）支援 が必要
突発的な行動	1. 支援が 不要	2. 希に支 援が必要	3. 月に1 回以上の 支援が必要	4. 週に1 回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎 日（週に 5日以上 の）支援 が必要
過食・反す う等	1. 支援が 不要	2. 希に支 援が必要	3. 月に1 回以上の 支援が必要	4. 週に1 回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎 日（週に 5日以上 の）支援 が必要
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1 回以上	3. 週に1 回以上
そううつ状 態	1. 支援が 不要	2. 希に支 援が必要	3. 月に1 回以上の 支援が必要	4. 週に1 回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎 日（週に 5日以上 の）支援 が必要
反復的行動	1. 支援が 不要	2. 希に支 援が必要	3. 月に1 回以上の 支援が必要	4. 週に1 回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎 日（週に 5日以上 の）支援 が必要
対人面の不 安緊張、集 団への不適 応	1. 支援が 不要	2. 希に支 援が必要	3. 月に1 回以上の 支援が必要	4. 週に1 回以上の 支援が必要	5. ほぼ毎 日（週に 5日以上 の）支援 が必要
読み書き	1. 支援が不要			2. 部分的	3. 全面的

		な支援が 必要	な支援が 必要
--	--	------------	------------

前 文〔抄〕〔平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号〕  
平成二十五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号〕  
平成二十五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二五年七月一日厚生労働省告示第二三九号〕  
平成二十五年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一七七号〕  
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年八月三十一日厚生労働省告示第三五七号〕  
平成二十七年九月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月二七日厚生労働省告示第八四号〕  
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第一〇八号〕  
平成三十年四月一日から適用する。ただし、同日から平成三十一年三月三十一日までの間  
は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第八号中「点以上」とあるの  
は、「点以上又はこれに準ずる状態」とする。

前 文〔抄〕〔平成三一年三月二五日厚生労働省告示第八七号〕  
平成三十一年十月一日から適用する。